

○民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について

昭和60年12月28日

人能A第8号

高等長官あて事務総長依命通達

改正 昭和63年3月8日人能A第5号

平成6年12月27日人能A第41号

平成28年3月24日人能第194号

平成30年3月1日人能第1218号

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために特に顕著な功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員である者及び民事調停委員又は家事調停委員であった者で表彰の前年の7月1日以降に退任したもののうち、人格識見共に高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励して他の模範とされ、かつ、調停制度に対する功績が特に顕著なものに対して行う。

3 被表彰者の決定

(1) 被表彰者の決定は、毎年、高等裁判所長官の推薦に基づいて最高裁判所長官が行う。

(2) この通達に定めるもののほか、被表彰者の決定方法に関して必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）が定める。

4 表彰の日

表彰の日は、人事局長が定める日とする。

5 表彰の方法

表彰は、最高裁判所において、最高裁判所長官の表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。

付 記

1 この通達は、昭和61年1月1日から実施する。

2 昭和58年8月22日付け最高裁人能A第4号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について」は、昭和60年12月31日限り、廃止する。

付 記（昭和63年3月8日人能A第5号）

この通達は、昭和63年4月1日から実施する。

付 記（平成6年12月27日人能A第41号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日人能第194号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

付 記（平成30年3月1日人能第1218号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

最高裁人能第195号

(人い-07)

平成28年3月24日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰  
の被表彰者の決定方法について（通達）

昭和60年12月28日付け最高裁人能A第8号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について（以下「依命通達」という。）」記3の(2)で定める標記の被表彰者の決定方法について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 推薦方法

高等裁判所長官は、管内の裁判所における表彰の対象者に該当する者の中から、別に定める人数の表彰候補者を選考し、次に掲げる文書を提出する方法により推薦する。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ア 最高裁判所長官表彰候補者名簿（別紙様式第1） | 1部 |
| イ 調停委員人事カード写し            | 1部 |
| ウ 功績調書（別紙様式第2）           | 1部 |
| エ 推薦理由書                  | 1部 |

2 推薦期限

毎年7月15日とする。

3 その他

最高裁判所長官表彰候補者名簿の提出後、その記載事項に変更があった場合及び表彰に影響すると認められる事故等が生じた場合には、速やかにその旨を報告する。

付 記

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

最高裁判所長官表彰候補者名簿(調停委員)

(府名) ○○ 高等裁判所

所属裁判所	ふりがな 氏名	年齢	性別	職業		種別	推薦種別	備考
	(記載例)							
○○家 ○○支 ○○地 ○○支 ○○簡	おつやまはなこ 乙 山 花 子	69	女	短大教授		家事 民事	家裁	

(最人能)

(記載要領)

- 1 [REDACTED]
- 2 「所属裁判所」 調停委員人事カードの保管庁を上に記載し(所属裁判所が簡易裁判所のみの者については、簡易裁判所を記載する。), 支部又は出張所の指定を受けている者については、その支部又は出張所も記載する。退任した者については、元を左上に記載する。
- 3 「氏名」 戸籍に記載されたとおりの氏名を記載する。
- 4 「年齢」 推薦の年の10月1日現在で記載する。

5  
6  
7  
8 [REDACTED]

(別紙様式第2)

功 績 調 書

所属裁判所	調停委員の種別	職業	ふりがな 氏名
○○地○○支 ○○簡 ○○家○○支 (○○地推薦)	民事調停委員 家事調停委員	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ (年齢 歳)

(最人能)

(記載要領)

- 「所属裁判所」 調停委員人事カード保管庁を上に記載し(所属裁判所が簡易裁判所のみの者については、簡易裁判所を記載する。), 支部又は出張所の指定を受けている者については、その支部又は出張所も記載する。退任した者については、元を左上に記載する。
- 「氏名」 戸籍に記載されたとおりの氏名を記載する。年齢は、推薦の年の10月1日現在で記載する。

3

4

5

(人ろ-14)

平成30年3月1日

高等裁判所事務局長 殿

# 最高裁判所事務總局人事局調査課長 馬 場 俊 宏

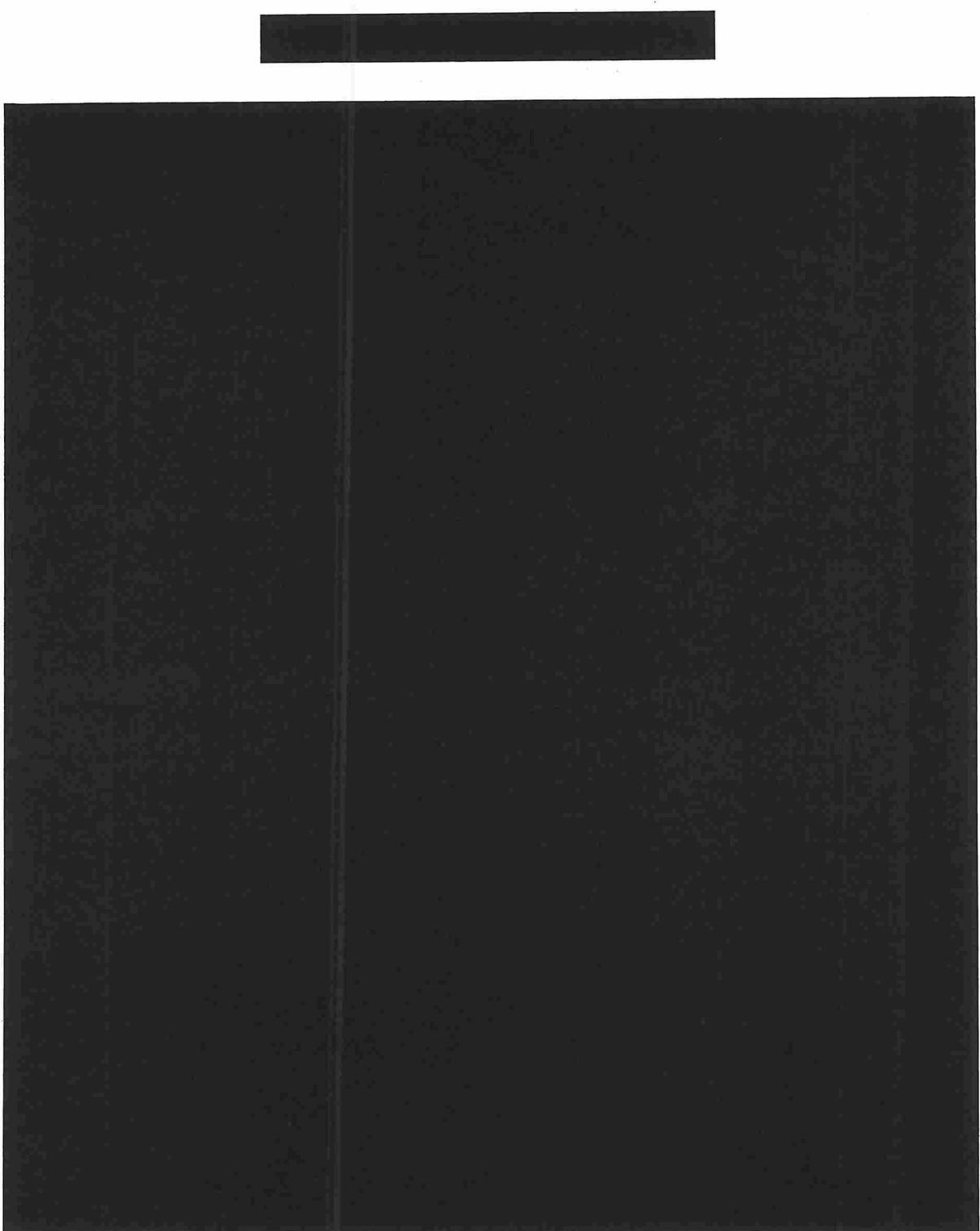
# 最高裁判所事務總局人事局能率課長 鬼野勝之

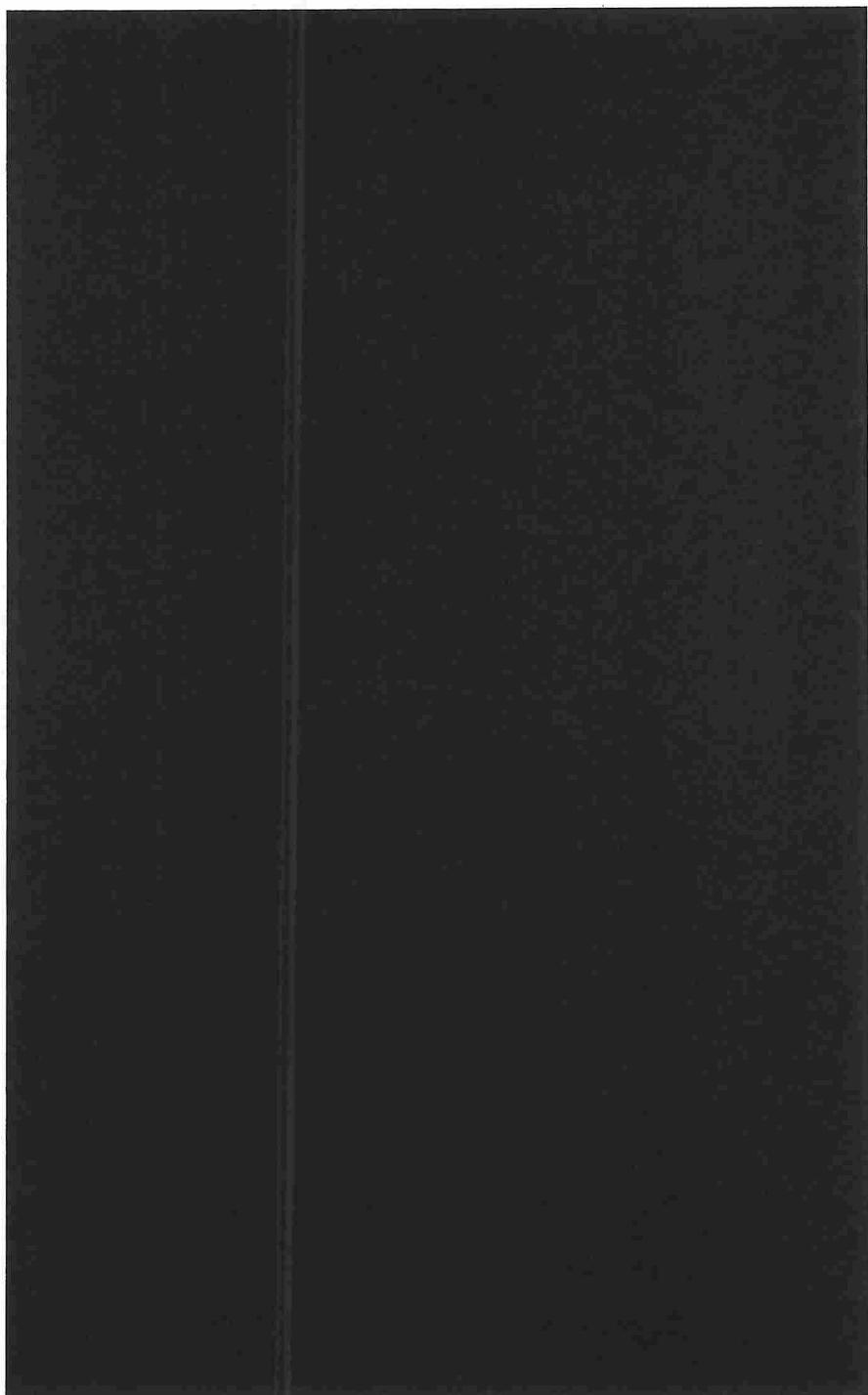
## 調停委員の叙勲、褒章及び表彰の各推薦事務について

### (事務連絡)

A series of ten horizontal black bars of varying lengths, decreasing in length from top to bottom. The bars are evenly spaced and extend across the width of the frame.

おって、管内の地方裁判所及び家庭裁判所に対して、本事務連絡の趣旨を周知してください。





最高裁民二第1461号

(人い-07)

平成29年4月28日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰

について（通達）

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

### 1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、調停制度のために顕著な功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

### 2 表彰の対象者

表彰は、人格識見共に高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者に対して行う。

### 3 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、毎年、最高裁判所事務総局民事局長及び同家庭局長が定める人員の枠内において、高等裁判所長官が行う。

### 4 被表彰者の決定方法

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれか一方の調停委員として取り扱う。

- (2) 司法委員及び参与員としての事績は、評価の対象としない。
- (3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

#### 5 表彰の日

表彰の日は、高等裁判所長官が定める日とする。

#### 6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、生前の日付で表彰を行うことができる。

#### 7 表彰の方法

表彰は、高等裁判所長官の表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。

#### 8 表彰に要する費用

表彰に要する費用は、予算の示達が行われる。

#### 付 記

この通達は、平成29年4月28日から実施する。

(庶ろ-15-A)

平成30年7月4日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 山 本 拓

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

調停運営協議会及び調停委員に対する高等裁判所長官表彰の

経費の示達について（事務連絡）

標記の経費については、下記1の方法に基づき、予算を示達します。

については、下記2の要領により、委員等旅費について概算報告を行ってください。

記

### 1 示達方法について

- (1) 庁費（記念品代、筒代、紙袋代及び筆耕料）は、開催通達発出後、最高裁判所において算定した概算額を示達する。
- (2) 委員等旅費は、高等裁判所からの所要額概算報告に基づき示達する。

### 2 所要額概算報告について

調停運営協議会の協議員及び参列員（公益財団法人日本調停協会連合会の理事長及び事務局長を含む。）の旅費に関しては別添のエクセルファイル「調停運営協議会の委員等旅費所要額概算報告」に、調停委員に対する高等裁判所長官表彰の被表彰者の旅費に関しては別添のエクセルファイル「調停委員表彰被表彰者の委員等旅費所要額概算報告」に、それぞれ必要事項を入力の上、電子メールにより、民事局第二課民事調停係宛てに開催日の1か月前までに報告する（送信先メールアドレス [REDACTED]）。

### 3 追加示達について

参列員の変更等により追加示達の必要が生じた場合には、速やかに民事局第二課民事調停係と協議する。

## 調停運営協議会の委員等旅費所要額概算報告

## ○○高等裁判所

## 調停委員表彰被表彰者の委員等旅費所要額概算報告

○○高等裁判所

民事調停委員及び家事調停委員に対する地方裁判所長表彰又は家庭裁判所長表彰について

平成元年4月1日民二第844号地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成6年12月7日民二第410号

平成18年3月29日民二第002642号

平成29年4月28日民二第1462号

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員で、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に退任したもの又は退任する予定のもののうち、原則として年齢68歳以上であって、おおむね8年以上にわたり職務に精励し、調停制度の発展に特に貢献したものに対して行う。

3 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、毎年、地方裁判所長又は家庭裁判所長が行う。

4 被表彰者の決定方法

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されていた者又は任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれか一方の調停委員として取り扱う。

(2) 司法委員及び参与員としての事績は、評価の対象としない。

5 表彰の日

表彰の日は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において地方裁判所長又家庭裁判所長が定める日とする。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰の方法

表彰は、地方裁判所長又は家庭裁判所長の表彰状又は感謝状を授与して行う。

8 表彰に要する費用

表彰に要する費用は、予算の示達が行われる。

付記

この通達は、平成元年4月1日から実施する。

付 記（平成 6 年 12 月 7 日民二第 410 号）

この通達は、平成 7 年 1 月 1 日から実施する。

付 記（平成 18 年 3 月 29 日民二第 002642 号）

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平成 29 年 4 月 28 日民二第 1462 号）

この通達は、平成 29 年 4 月 28 日から実施する。

平成31年4月26日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 渡 邊 達之輔

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

調停委員に対する地家裁所長表彰経費の示達について

(事務連絡)

平成元年4月1日付け最高裁民二第844号事務総長通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する地方裁判所長表彰又は家庭裁判所長表彰について」(以下「総長通達」という。)に基づいて実施される標記の表彰に要する経費について、各府における所要見込額を踏まえて予算示達を行う予定です。

については、下記の要領により、概算報告等を行ってください。

なお、概算報告等には、総長通達に基づく被表彰者(退任者及び退任予定者)についてのみ記載し、白庁通達等に基づく被表彰者は計上しないでください。また、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた被表彰者又は任命されている被表彰者については、総長通達記4(1)のとおり、いずれか一方の調停委員として表彰に要する経費を計上してください。

記

1 上限額について

被表彰者1名につき、以下の金額を上限とする。

(1) 表彰状用紙代(印刷製本費) 160円

(ただし、10枚単位の費用を示達する。)

(2) 筆耕料(雑役務費) 800円

- (3) 筒代（消耗品費） 200円  
(4) 記念品代（消耗品費） 3,000円  
(5) 紙袋代（消耗品費） 230円

## 2 概算報告について

別添のエクセルファイル「地裁所長表彰費用概算報告」又は「家裁所長表彰費用概算報告」に必要事項を入力し、庁名を略したファイル名（「東京地」、「横浜家」等）に変更した上、電子メールで、地裁所長表彰経費に関するものについては民事局第二課民事調停係（メールアドレス [REDACTED] [REDACTED] ）  
、家裁所長表彰経費に関するものについては家庭局第二課家事手続第一係（メールアドレス：[REDACTED] [REDACTED] ）（以下「各担当係」という。）宛てに、平成31年5月24日（金）までに、高等裁判所を経由することなく送付する。

## 3 追加示達について

年度中に追加示達の必要が生じた場合には、別添のエクセルファイル「地裁所長表彰費用支給額等追加報告」又は「家裁所長表彰費用支給額等追加報告」に必要事項を入力し、2と同様の方法により、速やかに各担当係に送付して協議を行う。

なお、追加示達の報告期限は、原則として、平成31年12月末日までとする。

(地裁用)  
地裁所長表彰費用 概算報告  
○○地方裁判所

退任者及び退任予定者の総数	人
うち平成元年4月1日付け事務総長 通達に基づく表彰を受ける者の数	人
表彰式の開催時期	年 月 日
	年 月 日
備 考	

経 貹 名	金 額	示達希望
表彰状用紙代 (印刷製本費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
筆耕料 (雑役務費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
筒代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
記念品代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
紙袋代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無

(注)

1 平成元年4月1日付け最高裁民二第844号事務総長通達に基づく被表彰者(退任者及び退任予定者)についてのみ記載し、自府通達等に基づく被表彰者を計上しない。また、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた者(されている者)については、地方裁判所又は家庭裁判所のいずれか一方にのみ経費を計上する。

2 各経費は、被表彰者数に以下の単価を掛けた金額が自動入力されるが、自動入力された金額の示達を要しない場合は、当該金額を上限として必要な金額を入力する。

- (1) 表彰状用紙代(印刷製本費) 160円(ただし、10枚単位の費用を示達する。)
- (2) 筆耕料(雑役務費) 800円
- (3) 筒代(消耗品費) 200円
- (4) 記念品代(消耗品費) 3,000円
- (5) 紙袋代(消耗品費) 230円

3 予算の執行状況により、経費の示達を希望しない場合は、「示達希望」の欄の「無」の「」を黒く塗りつぶす。

4 予算科目は、上記2の(1)及び(2)は、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)裁判運営として、同(3)から(5)までは、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)事務処理として示達する。

5 表彰に必要な物品及び役務について、一括調達(いずれかの庁でとりまとめて調達すること。例えば、地裁において家裁分もまとめて調達するなど。)を行う予定があり、会計部門において既に一括調達の承認を受けている場合又は近々上申を行う予定である場合には、共同調達庁(一括調達を行う庁)は、備考欄に共同調達庁名及び主管庁名(共同調達庁のうち、予算示達を受ける庁)を記載する。

(記載例)

A地裁とA家裁が共同調達庁で、A家裁が主管庁(予算示達を受ける庁)となる場合  
共同調達庁 A地裁, A家裁  
主管庁 A家裁

(家裁用)  
家裁所長表彰費用 概算報告  
○○家庭裁判所

退任者及び退任予定者の総数	人
うち平成元年4月1日付け事務総長 通達に基づく表彰を受ける者の数	人
表彰式の開催時期	年 月 日
	年 月 日
備 考	

経 貹 名	金 額	示達希望
表彰状用紙代 (印刷製本費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
筆耕料 (雑役務費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
筒代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
記念品代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無
紙袋代 (消耗品費)	0 円	<input type="checkbox"/> 無

(注)

1 平成元年4月1日付け最高裁民二第844号事務総長通達に基づく被表彰者(退任者及び退任予定者)についてのみ記載し、自庁通達等に基づく被表彰者を計上しない。また、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた者(されている者)については、地方裁判所又は家庭裁判所のいずれか一方にのみ経費を計上する。

2 各経費は、被表彰者数に以下の単価を掛けた金額が自動入力されるが、自動入力された金額の示達を要しない場合は、当該金額を上限として必要な金額を入力する。

- (1) 表彰状用紙代(印刷製本費) 160円(ただし、10枚単位の費用を示達する。)
- (2) 筆耕料(雑役務費) 800円
- (3) 筒代(消耗品費) 200円
- (4) 記念品代(消耗品費) 3,000円
- (5) 紙袋代(消耗品費) 230円

3 予算の執行状況により、経費の示達を希望しない場合は、「示達希望」の欄の「無」の「」を黒く塗りつぶす。

4 予算科目は、上記2の(1)及び(2)は、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)裁判運営として、同(3)から(5)までは、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)事務処理として示達する。

5 表彰に必要な物品及び役務について、一括調達(いずれかの庁でとりまとめて調達すること。例えば、地裁において家裁分もまとめて調達するなど。)を行う予定があり、会計部門において既に一括調達の承認を受けている場合又は近々上申を行う予定である場合には、共同調達庁(一括調達を行う庁)は、備考欄に共同調達庁名及び主管庁名(共同調達庁のうち、予算示達を受ける庁)を記載する。

(記載例)

A地裁とA家裁が共同調達庁で、A家裁が主管庁(予算示達を受ける庁)となる場合  
共同調達庁 A地裁、A家裁  
主管庁 A家裁

(地裁用)  
地裁所長表彰費用 支給額等追加報告

○○地方裁判所

被表彰者数(追加人数)	人
表彰式の開催時期	年   月   日
	年   月   日
追加示達が必要な理由	
備   考	

経費名	金額	示達希望
表彰状用紙代 (印刷製本費)	0 円	□無
筆耕料 (雑役務費)	0 円	□無
筒代 (消耗品費)	0 円	□無
記念品代 (消耗品費)	0 円	□無
紙袋代 (消耗品費)	0 円	□無

(注)

1 平成元年4月1日付け最高裁民二第844号事務総長通達に基づく被表彰者(退任者及び退任予定者)についてのみ記載し、自庁通達等に基づく被表彰者を計上しない。また、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた者(されている者)については、地方裁判所又は家庭裁判所のいずれか一方にのみ経費を計上する。

2 各経費は、被表彰者数に以下の単価を掛けた金額が自動入力されるが、自動入力された金額の示達を要しない場合は、当該金額を上限として必要な金額を入力する。

- (1) 表彰状用紙代(印刷製本費) 160円(ただし、10枚単位の費用を示達する。)
- (2) 筆耕料(雑役務費) 800円
- (3) 筒代(消耗品費) 200円
- (4) 記念品代(消耗品費) 3,000円
- (5) 紙袋代(消耗品費) 230円

3 予算の執行状況により、経費の示達を希望しない場合は、「示達希望」の欄の「□無」の「□」を黒く塗りつぶす。

4 予算科目は、上記2の(1)及び(2)は、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)裁判運営として、同(3)から(5)までは、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)事務処理として示達する。

5 表彰に必要な物品及び役務について、一括調達(いずれかの庁でとりまとめて調達すること)。例えば、地裁において家裁分もまとめて調達するなど。を行う予定があり、会計部門において既に一括調達の承認を受けている場合又は近々上申を行う予定である場合には、共同調達庁(一括調達を行う庁)は、備考欄に共同調達庁名及び主管庁名(共同調達庁のうち、予算示達を受ける庁)を記載する。

(記載例)

A地裁とA家裁が共同調達庁で、A家裁が主管庁(予算示達を受ける庁)となる場合  
共同調達庁 A地裁, A家裁  
主管庁 A家裁

## (家裁用)

## 家裁所長表彰費用 支給額等追加報告

○○家庭裁判所

被表彰者数(追加人数)	人
表彰式の開催時期	年 月 日
	年 月 日
追加示達が必要な理由	
備 考	

経 貹 名	金 額	示達希望
表彰状用紙代 (印刷製本費)	0 円	□無
筆耕料 (雑役務費)	0 円	□無
筒代 (消耗品費)	0 円	□無
記念品代 (消耗品費)	0 円	□無
紙袋代 (消耗品費)	0 円	□無

## (注)

1 平成元年4月1日付け最高裁民二第844号事務総長通達に基づく被表彰者(退任者及び退任予定者)についてのみ記載し、自府通達等に基づく被表彰者を計上しない。また、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた者(されている者)については、地方裁判所又は家庭裁判所のいずれか一方にのみ経費を計上する。

2 各経費は、被表彰者数に以下の単価を掛けた金額が自動入力されるが、自動入力された金額の示達を要しない場合は、当該金額を上限として必要な金額を入力する。

- (1) 表彰状用紙代(印刷製本費) 160円(ただし、10枚単位の費用を示達する。)
- (2) 筆耕料(雑役務費) 800円
- (3) 筒代(消耗品費) 200円
- (4) 記念品代(消耗品費) 3,000円
- (5) 紙袋代(消耗品費) 230円

3 予算の執行状況により、経費の示達を希望しない場合は、「示達希望」の欄の「□無」の「□」を黒く塗りつぶす。

4 予算科目は、上記2の(1)及び(2)は、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)裁判運営として、同(3)から(5)までは、(項)下級裁判所(目)庁費(事項)事務処理として示達する。

5 表彰に必要な物品及び役務について、一括調達(いずれかの府でとりまとめて調達すること。例えば、地裁において家裁分もまとめて調達するなど。)を行う予定があり、会計部門において既に一括調達の承認を受けている場合又は近々上申を行う予定である場合には、共同調達府(一括調達を行う府)は、備考欄に共同調達府名及び主管府名(共同調達府のうち、予算示達を受ける府)を記載する。

## (記載例)

A地裁とA家裁が共同調達府で、A家裁が主管府(予算示達を受ける府)となる場合  
共同調達府 A地裁、A家裁  
主管府 A家裁